

発日監第24号

令和4年12月2日

日南町長 中村 英明 様
日南町議会議員 山本 芳昭 様

日南町監査委員 高見 正司

日南町監査委員 岩崎 昭男

令和4年度定期監査（第1回）の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同法同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

令和4年度定期監査（第1回）の結果

1. 監査の期日

令和4年10月19日、20日

2. 監査を実施した事項

令和4年度定期監査（第1回）は、特に次の点について監査を行った。

(1) 総務課

- ・ 普通交付税決定額のわかる一覧表（R2、R3、R4）
- ・ 譲与税・交付金の決定通知とR4年度の傾向（特徴）
- ・ 参議院議員通常選挙 計数機購入

(2) 企画課

- ・ 山里 Load にちなんの委託契約業務
- ・ AI 議事録作成システム導入業務の活用状況
- ・ にちなんサイクルロゲイニング事業補助金
- ・ ぷららホール陸屋根防水修繕費用補助金

(3) 住民課

- ・ 令和3年度新石見小水力発電所導水路復旧工事（繰越）
- ・ 日南町住宅改修助成金

(4) 福祉保健課

- ・ 新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）に伴う健康管理システム改修業務委託料
- ・ 日南町高齢者見守り支援事業委託

(5) 農業委員会

- ・ 「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」によるタブレット端末購入に係る物品購入契約およびライセンス契約

(6) 農林課

- ・ 木材加工流通施設等整備補助金（繰越）
- ・ ゆきんこ村フェンス購入業務（繰越）
- ・ 日南町米づくり応援補助金

(7) 建設課

- ・ 林道内方線開設工事（2工区）農山漁村地域整備交付金（繰越）
- ・ 林道内方線開設工事（3工区）農山漁村地域整備交付金（繰越）
- ・ 神戸上地区耕地災害復旧工事（繰越）
- ・ 電柱（中電、NTT）の土地使用料のその後の経過

(8) 教育委員会

- ・ 日南町体育協会補助金
- ・ 日南町学校園給食調理・配達業務委託
- ・ 石見分園 建物設備等修繕料（屋根改修工事）

(9) 日南病院

- ・ 屋根防水工事
- ・ ベッドサイドモニター
- ・ 内視鏡洗浄機

3. 監査の範囲及び方法、結果について

監査項目のうち工事関係及び備品購入事業については、事前に監査調書の作成を求め、提出された監査調書の項目に基づき、担当課長・職員から説明を受け、起案文書、入札関連書類及び契約書類等の調査をするなどの方法により実施した。

なお、監査調書の作成を行わない監査項目については、事務事業の実施内容等を担当課長・職員から聞き取りをするなどの方法により実施した。

監査の結果、次の事項については、改善の検討や適正処理をされるよう求める。

なお、指摘するには至らなかったが、監査を執行するなかで改善・検討を要する事項についてはその旨指示をした。

<共通事項>

これまでの定期監査で再三にわたり指摘されてきた、契約における印紙の未添付、割印や約款の不備、納品書の扱いや完成(納品)検査調書のあり方が、依然として徹底されていない。

それぞれの所管課で、事前指導や決裁段階での指摘が不十分と言わざるを得ない。対応をしっかりといただくことを切に望む。

<個別事項>

(1) 計数機購入

総務課の「参議院議員選挙執行事務」の計数機(投票用紙の枚数計算機)2台購入において、随意契約とした理由は、「動作チェックで不具合が見つかった。半導体不足で納品が間に合わない、納入業者も限られる」という担当課の説明を受けた。

しかし、予算は当初で計上されており、事前点検に費用がかかるのであれば予算計上すべき。「直前の動作チェックで既存の計数機に不備があるので緊急性により1社随契」というのは理由が通らない。参議院議員選挙という、時期が明らかな選挙に対し購入の準備期間は十分にあるので、しっかり購入計画を立てて起工すべきであった。

また、契約者が「日南町長」なら、納品書や請求書の相手も同一であるべき。他の業務でもチェックは必要と考える。そして備品購入であれば、完成(納品)検査調書には「動作確認済み」の記載も必要。

(2) 農業委員会タブレット端末購入（令和3年度繰越事業）

全国農地ナビ（農地情報の効率的な管理と現地での相談業務を支援するためのシステム）を活用するためタブレット端末9台を発注し7月18日に納品された。この端末はWi-Fiによるデータ通信機能は内蔵しているが、現地でのデータ通信機能を活かすためには、別途通信事業者とのSIM契約が必要とのことであった。早急にSIM契約を行い端末の有効活用を図りたい。

(3) 電柱の土地使用料

令和3年度の決算書における、建設課の「道路使用料」の収入未済額519,676円について、相手事業者の算定額520,254円との不突合で手続きが遅延しているのが要因と説明を受けた。また、令和2年度の決算書においても、道路使用料の「収入未済額」が521,035円となっており、令和3年度と同様に収入未済の状況であった。

相手事業者の台帳と、町(建設課)の保有する台帳の確認ができておらず、事業者からの電柱の占有申請のコピーと、日南町の台帳の写しを提出してもらい確認をした。相手側からは「道路占有申請書」（図面・写真添付）が提出されていたが、5年前から十分な台帳の手入れがされていなかったため本事案が発生した。

担当者の未処理の責任だけでなく、所管課としての指導や対応ができていないと考える。これまでの経過の整理をしたうえで早急に歳入処理をして、室・課として今後の改善案を示していただきたい。